

報告2

多様に広がるコモンズの世界

—人間社会の修復・再生・創造にむけて—

兵庫県立大学経済学部准教授

三俣 学

はじめに

国防・外交・公共放送など財は、利用者を排除することが物理的ないし費用面で難しい（非排除性）。またある人の利用が他の利用可能性を減じない性質（非競合性）をもっている。このような二つの特性を持っている財は公共財（public goods）と呼ばれる。公共財はそこから生み出される便益を対価を払わず不特定多数の者が享受できるゆえ、市場に任せておいても自発的供給はおこらない。他方、利用者がある特定の集団に限られている集合財（collective goods）もまた利用者集団の中に、便益のみ享受し管理負担を免れる「ただ乗り」が発生する。それゆえ一部の例外を除いては十分に供給されないと考えられてきた。この従来の見解に対し、資源利用者が相互に「ただ乗り」を回避する仕組みを作り、その供給を実現するために協調行動をとることを明らかにしたのが、北米コモンズ研究の牽引者でかつ2009年にノーベル経済学賞を受賞したエリノア・オストロム（Elinor Ostrom）である。近年の日本のコモンズ論は、この北米主導のコモンズ論の研究成果を摂取しながら進んできた。しかし、その源流部における議論は、次項で示すように、北米コモンズ論とはかなり異なったものであった。

1. 地域固有の環境資源に根づくコモンズ論

日本のコモンズ論の展開の源流は1970年代後半に遡ることができる（以下、「草創期のコモンズ論」と呼ぶ）。そこでの議論には、オストロムはもとより、ハーディンについての言及もほとんどない¹。その意味で「日本独自のコモンズ論の萌芽」を見てとることができる。草創期のコモンズ論誕生の背景には、1960年代に顕在化した四大公害をはじめとする様々なエコロジー危機が存在しており、次のような議論を経てコモンズの重要性が導きだされていった。つまり、エコロジー危機を招来する元凶は、地下資源を原動力とする工業化社会にあり、それと軌を一にして市場経済が浸透しグローバル経済体制ができあがっていくが、その過程では元来、性質の違う財として扱われるべき農産物は工業製品と同等に扱われる（表1）。その結果、農の工業化・商品化が過度に進められ農を支える共的諸関係（所有・社会関係）は破壊される。他方では、チッソやリンといった生命を支える有用な物質循環が停滞・切断され、局地的な廃熱の滞留や重金属汚染などを引き起こす工業化社会が展開する。

(表1) 農の営みと工業の違い

	農の営み	工業
本質的差異	人間の積極的な参画によって作物、人間、人間以外の動物、作物以外の植物などの共生関係を、一定の周期をえて半永久的に再生産すること	工業は、涸渇性資源の動力源を、見かけ上は拡大再生産しながら、実質的にはそれを消費していくことによって成立
それぞれの対象とする資源の差異	水と土、すなわち、各地域の水士に依拠した人間の生活の営みであり、水土保全に留意する限り半永久的な存続・繁栄が保証されている。元来的に環境親和的であり人類の歴史とともに古い	工業を支える原動力は涸渇性資源。拡大再生産のペースを速めれば速めるほどその涸渇時期も早まる
生産における時間の差異	不均質・非連続的: 生産は特定時期に特定の時間をかけてなされる(例: 米、春に播種、秋に収穫)	連続的: 基本的に昼と夜の差異、夏と冬の差異などとは無関係に、どのような時期にも連続して生産可能
場所規定性の差異	高い: それぞれの作物に適した特定の水土が必要。本質的に地域的な性格。空間的に非連続的	低い: 石炭・石油は、きわめて能力の高い移動動力源。工業的生産活動の場は、廃熱・廃物の捨て場さえ保証されればどこでもよい

(出典) 室田武 (1981)『水土の経済学』福武書店、宇沢弘文 (1990)『社会的共通資本』岩波書店に基づき作成

そこで、エコロジー危機を招来する工業とそれを支える市場の原理〈私〉と国家の論理〈公〉とは異なるものとして、共的世界(コモンズ)という概念が立ち現れてくる。その概念は、1) 入会²⁾に関する歴史学や民俗学研究の蓄積の「読み直し」を通じ、また、2) 農の営みをささえる商品化されない労働や互酬の持つ意味の再考を通じ、徐々にその輪郭が形成されていった。他方、フィールド調査からも、小さな自然村を単位とする入会林野や入会漁場など総有(共同所有の一形態)の現代的意義が再考されていった。つまり、日本のコモンズ論の出発は、村落社会の中に埋め込まれた土地の共同所有を含む入会的諸慣行(結などの異時点間の労働交換)の中に、現代のエコロジー危機を回避し、「持続可能社会の条件」を考究していく過程で発現したものであったといえる。

2. 日本固有の地域に根ざしたコモンズ論の展開: コモンズ内部の制度設計に着目

このように1970年代後半に開花した日本のコモンズ研究は1980年代にはさほど進展しなかった³⁾。それが再び本格化したのは1990年代であり、その時代から現在までの流れ(以下「現代コモンズ論」とする)をごく簡単に概観してみる。その研究内容は膨大かつ広範域な学問分野に及ぶため、そのすべてを包括的に論じることは筆者能力上また紙面の制約上不可能である。したがって、ここでは筆者の研究を踏まえつつ、日本のコモンズ研究の関心の対象や議論の推移を総論的に紹介してみたい。

【Case study 1】コモンズ論からの入会林野研究

先述したとおり、日本には自然村を単位とした入会すなわち共有・共用の森林(これを入会林野と呼ぶ)が各地に散在している。この伝統的な入会林野がどのような実態にあり、また共的利用や管理の仕組みがどのようなものであるのか。この疑問の解明は、日本の現代コモンズ論が草創期のコモンズ論から引き継いだ一つの課題であった。研究の進捗とともに、

- ① 市町村より下位の集団に法人格を与えない明治以降の行政の基本方針に対し、入会集団(近世村落)は、近代法の枠組みに沿う形の外套たる所有形態(社団法人、財団法人、財産区、一部事務組合など)を纏い、内実では入会集団が自ら構築した慣習的秩序(ローカル・ルール)に従い、自治的管理を続けていること
- ② 入会資源から得られる収益は個人配分せず、その集団にとって公益性の高い財やサービスに用い、集落全体の福利増進のために用いること

- ③ ②が保証されることによって、当該資源の再生産が促されること（たとえば再植林・下刈りや枝打ちなどの保育施業、林業研究会など）
- ④ と同時に、入会は村落内外で起こる様々な社会の変動に対応してきたこと（たとえば、新規住民の流入による変動や硬直的な行政に対する対抗措置など）

【Case study 2】温泉資源の共同管理

自然村を単位とする旧村が共有する財産は林野だけではない。たとえば温泉も入会権的権利に服するものとして、伝統的な村を単位として共同管理がなされてきた。同研究から、

- ① 入会権者らが共同浴場や共同の洗い場など日常的な利用を通じ、温泉の水位・水質・温度の変化などに注意を向けていること
- ② 泉の湧出状況を専門機関に委託しその枯渇回避の努力を続けてきていること
- ③ ②の徹底のため、域内での私的な泉源掘削を禁じていること
- ④ 配湯ルールや源泉管理の出役などに関する独自のルールを設け、互いにこれを履行していること。
- ⑤ 大型旅館の参入に際し、様々な方法で温泉資源の収奪的利用がなされないような方策（分湯量的制限・参入条件等の厳格化）を講じていることなどが明らかになった。

以上に加え、同時期に進められてきた入会に関するコモンズの視点からの研究成果を筆者なりに集約すると、入会（村落）にはおおよそ①自給的機能、②地域のインフラや文化を維持する地域財源機能、③弱者救済機能、④環境保全的機能があるという結論を得た。しかし、これらの入会の機能は次に見る外的要因によって弱まり、集合財が当該集団に（少なくとも直接的には）便益を及ぼさなくなりつつある。とりわけ林野入会の権利者にとっては、収益に比して管理義務負担が増大する厳しい状況になっている。

3. グローバル時代のコモンズ：コモンズ外部との関係

入会の現代的意義や役割が確認される一方で、現代の入会は、コモンズ内部の要因ではなくグローバル経済の浸透という外部要因により衰弱してきている。戦後、拡大造林政策により全森林面積の4割を占めるスギ・ヒノキ・マツなどの人工林（＝経済林）が形成されてきた。しかし1964（昭和39）年に木材の完全自由化政策が導入された日本林業は、安価な多国産材の流入により力を失い、その結果、各地で利用や管理が放棄される森林や田畑が増加の一途をたどってきた。この結果、資源の過剰利用問題（枯渇回避）ではなく、資源の過少利用問題（放置回避・活用促進）へと問題がシフトしたのである。このような状況は、コモンズ内部の問題ではなく、コモンズ外部の問題により発生したものであると捉えれば、元来的にコモンズは集合行為を成立せしめる（協調をひきだせる）ものという立論は崩れない。しかし、より実践的に過小利用問題の解決を考える場合、内部と外部の問題を捉える複眼的視点が必要になる。ここにいたって私たちは「グローバル時代のコモンズ」すなわち「コモンズとその外部環境の問題」を考える必要に迫られる。日本において、この方向で積極的な議論を主導した林政学者の井上真は「協治」という概念を提唱し、それを「中央政府、地方自治体、住民、企業、NGO、地球市民などさまざまな主体（利害関係者）が協働（コラボレーション）して資源管理を行う仕組み」と定義した。（井上真（2004）『コモンズの思想を求めて』岩波書店、2004、140頁）。この協治的な取り組みの一例として、次の漁民の森運動の例をみておこう。

【Case study 3】 漁場コモンズから広がった流域保全を目指す漁民の森運動

河川や沿岸部におけるダム建設や乱開発だけでなく、人工林の荒廃などの環境劣化は、内水面漁業や沿岸漁業を主な生業とするコモンズに影響を与える。漁場環境が、漁場域内の河川や海水だけでなく、それと連続的につながる上流域の河川環境、さらには森林環境の良し悪しにも影響を受けるためである。近年、流域の様々な人びとにこのような認識が共有されはじめ、漁業協同組合（漁業権＝入会権的権利を基盤とする組合）の中には、漁場や河畔林の保全活動はもとより、上流域の奥山において清掃・植樹・人工林施業などを様々なアクターと共に行う「漁民の森運動」が進められている⁴。例えば、北海道別海町の別海漁協は、ディベロッパー等による乱開発の恐れのある土地を購入し、別海町、森林組合、地元小学校、NPOなどと連携した植樹活動を行っている。さらに、同活動に賛同する別海漁協の海産物を扱う首都圏コープは、漁協や地元の人たちとともに、同漁協所有林での植樹ツアーを実施するなど、地縁を超えた協業に基く流域環境保全運動が展開されている。

このような管理や利用の実践に着眼した協治をいかに進めていくかという「協治の設計原理」あるいは協治が非成立の場合にコミュニティが採る戦略などの議論が展開する一方、現行法の改正をも視野におき、いかに内実の伴った住民主導の共的管理を実現しうる制度構築が可能かという議論が法学を中心に展開している。

4. 今後のコモンズ論の展開：北米コモンズ論との関係から

日本の入会に類するコモンズが、世界各国の数多くの地域に広がっている。これらの現場での知見を集約した「設計原理（design principles）」は資源の過剰利用問題を扱う事例から抽出されたものであるが、それが上述した過剰利用問題にはまったく資する所がないのであろうか。それについて議論が必要である。また、膨大な入会の資料を有する日本のコモンズ研究は、北米コモンズ研究の一翼となりつつある大標本研究を進めるIFRI（International Forestry Research Institute）などと接合を図りながら進んでいくであろう。それらの研究は、学問上の新展開にとってもまた現場に資するという意味でも重要になるだろう。他方、そのような北米コモンズ研究との交流や接合を図っていくうえで、筆者が留意しておくべきだと感じている点につき最後に触れておく。たとえば、オストロムが集合財供給の理論を踏まえて定式化しそれを射程に置くとしたコモンプール財（Common-pool resources：排除性が低く競合性の高い財）については、

- a. 競合性が高く排除性が低いもの全般が議論の俎上に入り込み、環境資源だけでなく、人工資源さらには「人々の共通の関心事」という「つかみどころのない次元」にまで拡張している（射程の問題：異質な対象を同じ土俵で検討することの可能性と限界・弊害の吟味）。ここではグローバルコモンズからローカルコモンズ、そして知的財産などのバーチャルコモンズまでも含む議論が展開している。
- b. こうした拡張によって、ハーディン論文への反論を通じて再認識された資源利用者（その集団の象徴たる村）の持つ自治力が再度、相対化されることになる。CPRs管理制度を考究していく方向をとれば、小さな地域の持つ力や役割がふたたび過小評価されるようなガバナンスへと収束するかもしれない。
- c. コモンズ論が環境資源管理⁵の追求と無関係に展開するのであれば、それは社会的ジレンマ論・集合行為論に回収でき、本来持っていたコモンズ論の独自性（持続性の議論を背景と

する環境資源および利用者集団によるその自治的統治)は薄まる。他方、地域自治の要素を取り去れば、従来のガバメント(上からの統治)でよいという議論に傾くだろう。

- d. 日本の人工林は、経済的便益を当該集団に与えない集合財になりつつある。海外でのコモンズ論における生態系サービスの概念を考慮に入れた受益と負担について議論を深める必要がある。
- e. 「外部要因とコモンズの研究」及び「資源規模の大きい複雑な資源管理についての研究」は、複数試みられているが決定的に不足している。

以上、日本のコモンズ研究が海外のコモンズ研究との相互作用を促進していくうえで考慮しておくべきではないかと思われる諸点について述べた。汎用性の高い一般化それ自身が科学の担う重要な役割である。それに向かう研究が重要であることはいうまでもない。地域固有の出自を持つコモンズ論が、地域の具体的現場において、絶えざる応答と参与観察の中で、地域の多様な問題の解決に資する実践度の高い研究へと歩みを進めていくこともまた、それ同様、重要になってくるように思われる。それは世界各国の各地域の多様なエコロジーから生まれてきたコモンズ論ゆえの宿命でもあろう。

-
- 1 北米と日本のコモンズ論には多くの異なる点がある。と同時に興味深い共通点も存在する。それは議論の開始時期(1970年前後)、持続性を規定するエコロジー劣化・資源枯渇問題への関心、現場に基づく立論を軽視しない研究方法やアプローチという点である。各地域のエコロジー・生活様式・文化がエコロジーに規定されており、それが持続性の一つの大きな決定要因であるという認識がある程度論者により共有されているからかもしれない。他方、学術成果上の興味深い点として、日本では多田政弘による『コモンズの経済学』、北米ではE. OstromのGoverning the Commonsという記念碑的著作が1990年に出版されていることである。
 - 2 コモンズ研究は、とりわけ地域共有・共用の入会林野や入会漁場といった入会制度に着眼されることが多かった。と同時に、嘉田が指摘した重層的な所有観に代表されるような、共有だけでなく村内の私的空間もまた地域住民相互の社会的制約を受け持続的に利用・管理されてきた事実の発見でもある。
 - 3 この間に、日本の入会研究を進め、それを集合行為論の観点から分析し、その意義を海外に発信したのがデューク大学のマーガレットマッキーン(Margaret McKean)である。
 - 4 日本では古くから、豊かな森林が良好な魚の生息環境を提供する、という魚つき林(fish-breeding-forest)思想が育まれてきた。その思想は、明治政府が定めた保安林の一つである「魚つき保安林」として引き継がれ、現在に至っている。
 - 5 筆者はさしあたって、環境資源を(1)持続性の決定要因である山野海川の自然資源と(2)地域自治を維持促進するうえで不可欠であり、また地域で共有・共用される施設や行事(消防施設、集会所などの共同利用施設、地域固有の文化を生み出す諸施設や祭り)などを合わせた〈広義の環境〉の意味合いを持つものとしておきたい。

